

○北上市議会基本条例

平成23年12月15日

条例第24号

改正 平成24年12月20日 条例第47号

平成27年3月25日 条例第18号

平成28年3月17日 条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第6条）

第3章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

第4章 議会と市長その他の執行機関との関係（第9条）

第5章 議員間討議（第10条・第11条）

第6章 委員会（第12条・第13条）

第7章 議員の定数及び報酬（第14条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条―第20条）

附則

議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成され、住民を代表する合議制の機関として、二元代表制の特性を生かし、最良の意思決定を導く使命を持っています。

また、議会は、市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、議員相互の活発な議論を通して、論点と争点を明らかにするとともに、市長その他の執行機関とは独立及び対等の立場で意思決定し、市民の負託に応える責任があります。

北上市議会は、これまで一問一答方式の導入、会議録への賛否者の明記、議会報告会の開催など、市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会づくりに取り組んできました。

私たち議会は、これまで積み重ねてきた改革への取り組みを確かなものとし、さらに議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関との関係等を明らかにするため、ここに北上市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等を定め、議会が果たすべき役割を明

らかにするとともに、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の役割と活動原則)

第3条 議会は、市政の監視及び評価並びに議案の審議を行うほか、積極的に政策立案及び政策提言に努めなければならない。

2 前項に定める役割を担うため、議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 積極的な情報公開に取り組み、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を認識し、市民に対して説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 開かれた議会を実現するため、継続的に議会改革を推進すること。
- (5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。

(議員の役割と活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、議員活動を通じて市民の負託に応えなければならない。

2 前項に定める役割を担うため、議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 把握した市民の意見をもとに、議員相互の自由な討議を推進し、市政の課題に対する論点及び争点を明らかにすること。
- (3) 一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

- 3 会派は、政策立案及び政策提言等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

(通年議会)

第6条 議会は、年間を通じた議会活動を行うため、定例会の会期を通年とする。

- 2 通年議会の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(平28条例18・一部改正)

第3章 市民と議会との関係

(情報公開と市民参加)

第7条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、議案等に対する議員の賛否者の氏名を市民に公表するものとする。
- 4 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民の意見等を聴き、議案の審議や議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、その審議及び調査において提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第8条 議会は、市政の課題に対処するため、議員と市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

第4章 議会と市長その他の執行機関との関係

(議会と市長その他の執行機関との関係)

第9条 議会審議において議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、独立及び対等な関係を保持しなければならない。

- 2 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。
- 3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議員の質疑又は質問に対し、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 4 議会は、市長等が提案する重要な政策について、審議のため必要があると認めるときは、説明資料の提出を求めることができる。

第5章 議員間討議

(議員間の討議)

第10条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、市民に対する説明責任を果たすため議員間の議論を尽くすよう努めなければならない。

(平27条例18・一部改正)

(政策の討議)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図るため、政策討議の場を設けるものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第12条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する委員会のほか、市政の課題の調査研究及び政策立案、政策提言のため、任意の委員会を設置することができる。

(委員会の活動)

第13条 委員会は、市政の課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めなければならない。

2 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 常任委員会は、年間を通じて所管事務調査を行うよう努めなければならない。

(平28条例18・一部改正)

第7章 議員の定数及び報酬

(議員の定数及び報酬)

第14条 議員の定数及び報酬は、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、市民の意見を聴取して決定するものとする。

- 2 議員の定数及び報酬については、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

- 2 議会は、市政の調査研究のため、議員で構成する調査会等を設置することができる。

(政務活動費)

第16条 会派及び議員は、市政の調査研究のため、政務活動費を活用することができる。

- 2 政務活動費の適正な執行を図るため、議会内において政務活動費の使途及び収支について検証するとともに、市民に対して活動報告書、収支報告書及び領収書を公開するものとする。
- 3 政務活動費の交付については、別に条例で定める。

(平24条例47・一部改正)

(広聴広報活動)

第17条 議会は、市民の意見を議会に反映させるため、広聴活動の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、議会広報やホームページ等を活用し、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に運営するため、議会事務局の機能の強化と組織体制の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究及び政策立案のため、議会図書室を適正に管理し、その機能の充実に努めるものとする。

(調査機関)

第20条 議会は、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有

する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項に定める調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第47号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第18号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。